

医政発 0117 第 10 号
令和 6 年 1 月 17 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

地域医療連携推進法人制度の見直しについて

令和 5 年 5 月 19 日に公布された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号）により医療法（昭和 23 年法律第 205 号）が改正され、地域医療連携推進法人制度の見直しについて、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。また、これに伴い「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和 6 年厚生労働省令第 4 号）が本日、公布されたところです。

これらを受け、「地域医療連携推進法人制度について」（平成 29 年 2 月 17 日医政発 0217 第 16 号厚生労働省医政局長通知）を別添のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれましては、御了知の上、必要な場合の準備行為への対応を含め適正な運用に努めていただくとともに、関係団体等に周知をお願いいたします。